

「伊勢崎市下水道事業経営戦略改定（案）」に関する

パブリックコメント手続の結果

意見の募集期間	令和 8 年 6 月 8 日 ～ 令和 8 年 7 月 7 日
意見の提出者数	2 人
意見の件数	2 件
意見の要旨の数	2 件
担当部課	上下水道局総務課
電話	0 2 7 0 - 3 0 - 1 2 7 2
ファックス	0 2 7 0 - 2 1 - 1 1 0 1
電子メール	sui-soumu@city.isesaki.lg.jp

「伊勢崎市下水道事業経営戦略改定(案)」に関するパブリックコメント手続（市民意見提出手続を令和 8 年 6 月 8 日から令和 8 年 7 月 7 日まで実施し、2 名の方から 2 件のご意見・ご提案をいただきました。

お寄せいただいたご意見等について、市の考え方を次のとおり公表します。

寄せられたご意見等の要旨とそれに対する市の考え方について次のとおり公表いたします。

1 《投資・財政計画（収支計画）》 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	物価高騰により、年金だけでは生活が非常に厳しい状況です。加齢による医療費の負担も増えていきます。 このような状況の中、水道料金や下水道使用料の値上げは厳しいものがあります。 節水を行いながら水道を使用していますが、生活に不可欠な水道料金等の値上げはしないで欲しいです。	下水道事業は、下水道使用料や受益者負担金など、下水道を使用する方からの収入を原資とした独立採算での運営を原則として行っています。 下水道の維持管理や施設の整備等には、多額の費用が必要です。このため、国等の補助金も活用しながら事業を運営していますが、令和 6 年度に下水道使用料の改定を実施したものの、現在の使用料収入では全ての事業支出を賄うことが困難な状況であり、下水道を使用していない下水道整備区域外の市民の方の税金を含む、市からの補助金により財政を維持している状況です。 このような状況を改善し、適正な財政収支構造とするよう取り組むことが今後も必要との考えから、令和 6 年度に続き、令和 1 0 年度、1 4 年度の段階的な使用料の改定を計画しています。 物価高騰が続く厳しい社会情勢の中ではありますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

別記様式 4

		なお、具体的な使用料の改定内容については、今後、有識者や住民代表の方による審議会を開催し、慎重に検討していく予定です。
--	--	--

2 《全体》 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	20年前に家を購入した際に、家の前の道路に下水管を通していましたが、既に設置済みの新品の合併処理浄化槽があったため、家とは繋がらず、20年が経過しました。現在、どうするか悩んでいます。 市の施策として下水道管を普及させていくのは良いのですが、合併処理浄化槽とどちらが良いのかよくわかりません。コストを含め、もう少しその部分を市民に周知できるような資料があればと思いました。	本市の下水道事業では、将来の人口減少を見据え、公共下水道全体計画の見直しを行いました。人口密度の低下に伴い、下水道の整備が非効率となる地域については計画区域から除外し、合併処理浄化槽との組み合わせによる地域に適した汚水処理の推進により、汚水処理人口普及率の向上を図ることとしております。 公共下水道は、市が維持管理を行うため、安定した汚水処理が可能であり、公共用水域の水質保全に寄与するという利点があります。一方、合併処理浄化槽は、個人や事業者の実情に応じて設置できることに加え、下水道が未整備の区域においても早期に生活排水処理を開始できるという利点があります。ただし、浄化槽を使用する場合、法定検査や保守点検、清掃などの維持管理が必要となります。 公共下水道へ接続する場合は、接続工事のほか、受益者負担金や下水道使用料の負担が生じます。 どちらの場合も施設の規模などにより発生する費用が異なることに加え、下水道は使用する水量に応じて使用料が変わるため、一概に比較することができません。 なお、お住いの地区につきましては、既に下水道が整備され、供用が開始されています。下水道の供用が開始された区域では、土地・建物の所有者や使用者は、下水道に接続するための排水施設を設置することとなっています。